

## 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金 QA

区分	事業の種目	質問	回答
人材確保体制構築支援事業	◆研修体制の構築の支援	別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるのか。	事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合のいずれも補助対象となります。
		「研修体制の構築」について、研修受講にかかる費用について 補助対象は、訪問介護員等に限るのか。	主として、訪問介護員等を対象とします。 ただし、訪問介護員等ではない事務職員が訪問介護員等を目指すために受講する研修や、管理者等が事業所のキャリアパスの構築のために受講する研修は対象とします。
		「研修体制の構築」にかかる費用について、他の補助金や助成金をうけている場合も併用は可能か。	併用はできませんので、対象経費として申請する場合は十分ご注意ください。 特に介護職員初任者研修については、市や県の補助制度により受講費用が減免される場合がありますので、本事業の交付申請前に、必ずご確認ください。
		オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるのか。	事業により取得した、価格が単価50万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしており、補助対象とすることは可能です。ただし、既存設備の更新、買い替えは除きます。
◆経験年数が短いホームヘルパーの同行支援	同行支援に要した経費とは何を指すのか。	人件費を対象としています。	
	移動時間は同行支援に要した時間に含むのか。	含みません。 サービスの提供を開始した時間から終了までの時間となります。	
	同行訪問に要した経費はどのように算出するのか。	同行訪問に要した時間に応じて、中山間地域等以外に事業所が所在する場合は 30 分未満の場合は 2,500 円、30 分以上は 4,000 円、中山間地域等に事業所が所在する場合は 30 分未満の場合は 3,500 円、30 分以上は 5,000 円の補助基準額を実支出額として算出いただくこととなります。（経験年数の短いヘルパー等 1 人につき 30 回が上限です。） なお、対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、各事業所が適切に判断するものとします。また、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省第 94 号）三に規定する利用者に対し、2 人の訪問介護員等により訪問介護を行い、所定単位数の 100 分の 200 に相当する算定している場合、本経費の対象とはなりません。	
経営改善支援事業	◆経営改善の支援	各種加算の新規取得のため、臨時職員を雇用し、委託せずに直営で実施する場合は対象となるのか。	直営で実施する場合も対象となりますが、新たに臨時職員を雇用する場合に対象とし、既存の職員に賃金等に充てるのは対象外とします。 なお、各種加算の新規取得については、実績報告時に確認させていただきます。
	◆登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	登録ヘルパー等に対して支給していた賃金等実績とは、どの期間の賃金を指すのか。	登録ヘルパー等の常勤化を行う月の直近 3 ヶ月平均の賃金額とします。令和 7 年 9 月 1 日採用の場合、令和 7 年 6 月～8 月の賃金の平均額となります。交付申請額は想定のコストにて算出し、実績報告時に実際に支払った賃金額にて算出し、実績報告時に実際に支払った賃金額にて総事業費を算出してください。
		対象経費について、登録ヘルパー等に対して支給していた賃金には諸手当も含めるか。	恒常的に支払っている手当の場合は、賃金等を含めて下さい。
	◆小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	事業者グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要があるか。	申請にあたっては、事業者グループの中から代表となる法人（以下「グループ代表」という。）を定めた上で、グループ代表が申請を行うこととし、事業者グループ全体に対する補助金をグループ代表が受けることとなります。
法人単位の基準額はないとの解釈でよいか。また、構成する法人数に制限はないとの解釈でよいか。		法人単位の基準額はなく、構成する法人数にも制限はありません。（複数の法人により構成される必要があるため、最小単位数は 2 法人以上です。）	
前年度に 1 月でも訪問回数が概ね 200 回を下回ってれば、それ以外の月の訪問回数が概ね 200 回を超えていても事業の対象となるのか。また、訪問回数 400 回程度までを「概ね 200 回」に含むのか。		いずれもお見込みの通り。前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が 400 回程度であれば、補助対象である小規模法人として認められます。	
◆介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	地元新聞等への求人広告掲載料は対象となるか。	求人広告掲載料は対象となります。 なお、対象となるのは、広告掲載やチラシ作成、ホームページ開設など、広報活動に要する経費であって、人材紹介会社に対する紹介料など、採用活動に要する経費は対象とはなりません。	
	自社のホームページには 訪問介護以外の事業についても記載があるが、訪問介護に関わる部分の改修しか補助対象にならないか。	訪問介護等に関わる部分の改修に係る経費のみ補助対象となります。なお、補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは対象外です。	
	外部団体等へ HP 等の作成を依頼する場合や、外部の広報サービスを利用する場合の費用も対象となるか。	いずれも補助対象となります。	